

生活道路（私道等）除雪の主な実施要件

1. 近隣市道を除雪している除雪車が容易に入れる道路幅員があり、出入りを要する住宅が2戸以上ある舗装済みの道路であること。
2. 除雪路線の沿線に雪押場を確保すること。また、融雪後は関係者で後片付けを行うこと。後に、記載の雪押場が使用できなくなった場合は、代替する雪押場を確保すること。
3. 除雪に係る苦情・争議などが発生した場合には、関係者で責任をもって速やかに解決すること。
4. 通勤・通学時間までに除雪作業を終わらせるために、原則として交通量の多い市道優先の作業となることを理解し、生活道路の除雪作業が遅れていると思われる場合でもあっても苦情の申し立てを行わないこと。

上記実施要件について、権利者の皆さまにご理解いただけなくなった場合や、要件に不適合となった場合には、該当生活道路（私道等）の除雪を中止いたします。